

[加入者期間3年以上・15年未満退職者用]

確定給付企業年金 中途脱退者 選択書(その1)

住商連合企業年金基金 御中

第1・2標準年金併用

資格喪失に伴う「脱退一時金受給にあたってのご案内」の説明を受け、
下記のとおり選択しましたので連絡致します。

年 月 日

加入者番号		基礎年金番号	
事業所名			印 鑑
氏 名	(フリガナ)		Ⓜ

生年月日	昭和 ・ 平成	年 月 日	
住 所	〒		
	電話 (自宅)	-	-
	(携帯)	-	-

■選択区分 下記(1)～(7)より1つのみ選択の上、右欄に○を付けてください。

※(2)～(6)を選択の場合、手続き中に1年経過しますと移換できない可能性がありますので、
余裕を持ってご提出ください。

(1) 脱退一時金として受給	* 一時金裁定請求書、退職所得申告書 (マイナンバー記入済)を提出して下さい。	<input type="checkbox"/>
(2) 企業年金連合会へ移換		<input type="checkbox"/>
(3) 再就職先の確定拠出年金へ移換		<input type="checkbox"/>
(4) 再就職先の確定給付企業年金へ移換	*再就職先の企業年金等に脱退一時金相当額の移換ができる旨が定められている 必要があります。 →再就職先にお尋ね下さい。	<input type="checkbox"/>
(5) 再就職先の厚生年金基金へ移換		<input type="checkbox"/>

(3)(4)(5)は再就職先から移換申出書を入手し、移換手続きを行って下さい。

(5)は再就職後、3ヶ月以内に手続きが必要。国の厚生年金のことではありません。

(6) 国民年金基金連合会（個人型確定拠出年金）へ移換	<input type="checkbox"/>
-----------------------------	--------------------------

(6)を選択した場合、金融機関から移換申出書を入手し、国民年金基金連合会へ移換手続きを行って下さい。
国民年金に加入することではありません。

(7) 現時点では保留とし、喪失日より1年経過するまでの間に選択	<input type="checkbox"/>
----------------------------------	--------------------------

(7)にて保留した場合は、なるべく早く選択区分を決めて、選択書(その2)を住商連合企業年金基金に提出して下さい。

■現時点で(7)保留する場合も含め、加入者証を添付して速やかに提出して下さい。

※加入者証を紛失された方は下記に必ず署名願います。

基金受付印

加入者証添付なし（署名）